

エリアルール(2024年6月22日改定)

- 1. 当会管理のエリアでフライトする者は、JHF のフライヤー会員登録が有効であること。フライトの都度、会員番号と有効期限を確認すること。
- 2. 飛行前の安全確認

安全を最大限確保するため、必ずランチャー台の入り口において他の人に機体を支えてもらった上で、機体にぶら下がるハングチェックを行ない、自分自身でカラビナが確実にかかっていることを確認すること。テイクオフの動作に入る前にまずテイクオフの宣言を行なった後、他のランチャー台からテイクオフする人がいないことを確認した後でなければ、テイクオフしてはならない。以下にその手順を示す。

「飛行前の安全確認」 (テイクオフへの5ステップ)

- (ステップ1) 機体のプレフライトチェック。
- (ステップ2) カラビナをかけ、ぶら下がってハングチェック。
- (ステップ3) 声を出してカラビナとレッグストラップを目視確認。
(例)「カラビナよし!」「レッグストラップよし!」
- (ステップ4) 声を出してテイクオフの宣言。
(例)「西、行きます!」「メイン、出ます!」
- (ステップ5) 他のランチャーからの返事を確認してからテイクオフ

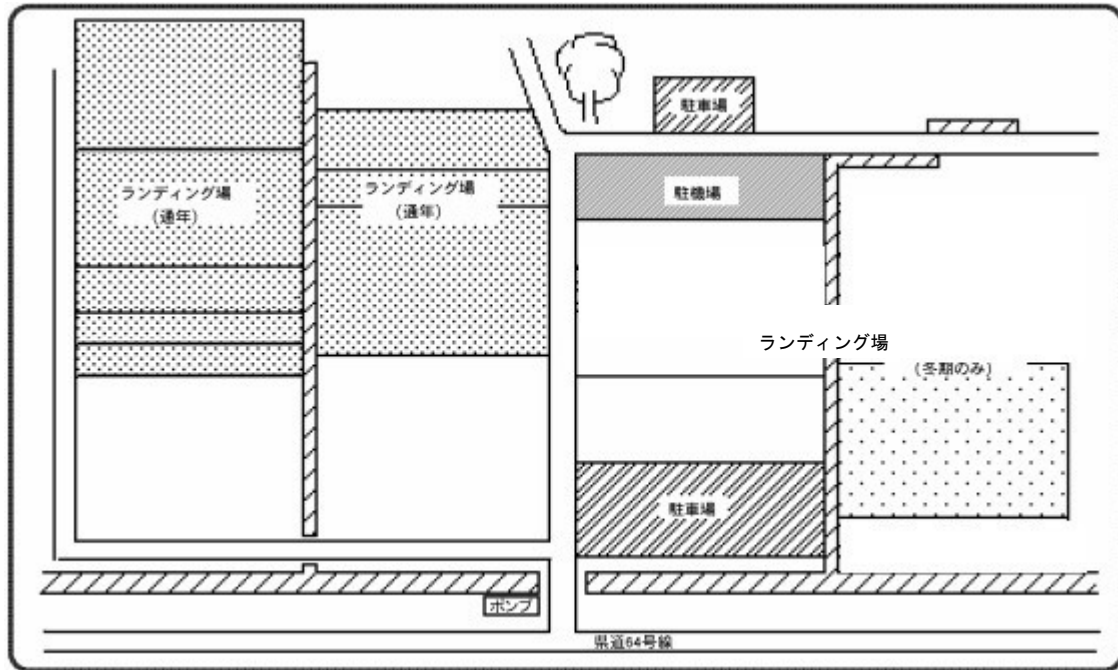
この「飛行前の安全確認」を怠ることは、危険行為とみなされ、1ヶ月のフライト停止処分の対象となる。

楽しく安全なフライトとなるよう、お互いに注意・協力を全うすること。

- 3. ランディングルール

ランディング場

1. ランディング場は地図に示す範囲とする。
2. 板敷ランディング場周辺 1km 以内に降りた場合、次の例外を除きアウトサイドとする。
 - a. 冬期ルールの期間で、ランディング場周辺の休耕地(駐車場より北側 250m と南側 500m、および県道 64 号線より東側最大 500m の範囲の中で、電線・電話線よりランディング場側の区域)。ただし可能な限りランディング場内に着陸すること。
3. 板敷ランディング場周辺 1km 以遠に降りた場合、アウトランディングとし「アウトランディングレポート」に必要事項を記入の上、会へ提出する。
4. 機体のブレークダウンは駐機場または駐車場で行うこと。ランディング場でのブレークダウンは禁止する。
5. アウトサイドをした場合はアウトサイドの処理規定による。



アウトサイドの処理

1. 会の定めるランディング場以外に降りた場合、いかなる場合でもアウトサイド扱いとする。アウトサイドした場合、被害の有無に関わらず会が用意したアウトランディングレポートを記入し会へ提出する。耕作地に降りた場合や建物などに損害を及ぼした場合は酒 1 升程度をもって耕作者または被害者の家に謝りに行く。なお、謝りに行った家でアウトサイド封筒に署名を貰うこと。例年 4 月 25 日～9 月 30 日は田植え期間となるため、作物が植わっていても耕作地に降りた場合は被害の有無に関わらず罰則は生じるものとする。ただし、会が別途定める特定の耕作地については、これを免除することがある。
2. 損害賠償を請求された場合は責任をもって補償に応じること。
3. アウトサイドレポート(着地場所を明記すること)を書き、罰金 2,000 円を同封して他の会員にアドバイスと署名を記入して貰い、エリア関連のショップに提出する。(ビジターの場合は推薦者が提出する)ただし、会が別途定める特定の耕作地については、アウトサイドの罰金を 1,000 円とする。
4. 山チンの場合は罰金 2,000 円、スタチンについては罰金 1,000 円として 3.と同様の手続きをする。
5. 電線事故など重大事故については直ちに役員に報告し、自分一人で処理しないこと。
6. ビジターのアウトサイド(山チンを含む)は当日を含め以後 10 日間の当エリアでのフライト停止とする。ただし、推薦者の判断によりフライト停止期間を短縮することができる。

● 4. 危険行為に対する罰則規定

フライト中の次の行為は当日を含め 1 カ月間のフライト停止とする。ただし役員会は協議の上、その期間を延長あるいは短縮することができる。また危険行為を犯したフライヤーはその経緯、結果等を「危険行為レポート」に記入の上、速やかに会へ提出すること。

1. パラシュートの使用
2. 電線(電話線、TV ケーブルを含む)及び電柱への接触(被害の有無を問わない)。
電線をくぐった場合また異常接近した場合にも、接触と同様に危険行為とみなす。
3. 空中接触(被害の程度を問わない)

4.フックアウト

5.カラビナをかけずにランチャー台へ立つ行為

6.飛行前の安全確認を実施せずにテイクオフしようとする行為

7.その他役員会で危険と判断された行為

● 5. その他

1.駐車禁止

(1) ランディング場付近の農道及びテイクオフ入口の林道は駐車禁止とする。

2.飛行禁止区域

以下の区域は飛行禁止とする。ランディングもしてはならない。

(1) 成田空港, 福島空港, 百里飛行場(航空自衛隊), 霞ヶ浦飛行場(陸上自衛隊), 宇都宮飛行場(陸上自衛隊), 下総飛行場(海上自衛隊)などの航空管制圏内。

(2) 東海村, 大洗町などの原子力関連施設。

(3) 市街地にランディングする可能性のある空域。

(4) 筑波山周辺の飛行禁止空域 (参考地図1)

① 筑波山ロープウェイつつじヶ丘駅を起点とし、女体山駅を終点としたロープウェイ施設に対し、半径200m以内及び上空200m以下。

② つつじヶ丘駅駐車場はランディング禁止。

③ 筑波山神社周辺の飛行禁止区域として、半径200m以内及び海拔500m以下。

④ 筑波山鋼索鉄道(ケーブルカー)宮脇駅を起点として、筑波山頂駅を終点としたケーブルカー施設に対し、半径200m以内及び上空200m以下。

(5) 丸山に設置されている風車2基周辺の飛行禁止区域として、水平方向半径200m以内、鉛直方向に関しては海拔800m以下。(参考地図2)

参考：風車の座標

1号機(南側) N:36° 17' 31" E:140° 09' 03"

2号機(北側) N:36° 17' 36" E:140° 09' 06"

(6) 別紙飛行制限区域(広域版)で定める飛行禁止区域及び高度制限

羽田空港離発着の航空機進路変更に伴う危険回避対応策として以下制限を追加する。

① 足尾ハングテイクオフ以南かつ、つくし湖以西は飛行禁止とする。

② 不動峠以南は飛行禁止とする。

③ ①及び②以外の場所は原則高度制限を1,500m以下とする。ただし、茂木ゴール以北、及び鬼怒川以西は高度制限の対象外とする。

3.禁止行為

(1) 農道(車両が通る道路)の上空を通過する最終進入コースをとる着陸

(2) 機体解体場および駐車場への着陸

● 6. 会員ルール

1.会員である証明として、入会時及び会員更新時に発行される会員証を携帯しフライトする。

2.何らかの理由により会員証を紛失した場合は、速やかに会員証の再発行手続きを行う。

● 7. ビジタールール

フライト資格

1. JHF の P 証技能証または同等以上と認められる外国の技能証を有すること。外国の技能証の場合には推薦会員の責任において内容を確認する。
2. 必ず、会員の推薦と同行を受けること。
3. P 証を持たないビジターは JHF 教員(会員であること)が推薦し、同行した場合に限ってフライトできる。

● 8. フライト手続

1. 板敷エリアにてフライト行う者は、会員・ビジターを問わず、フライト前に所定の入山者名簿に必要項目すべてを記入する。
2. ビジターはフライト前にビジターフライト申し込み用の封筒に所定事項を記入のうえ、フライト料 2,000 円を同封して推薦者に預ける。さらに、会員と同様に入山者名簿に記名する。
3. 当エリアのフライト未経験者は、この他に所定の誓約書への署名・提出が必要となる。また、推薦者からエリアルールやランディングについての説明を受け、ランディング場を自分の目で確認する。
4. アウトサイド、山チン、スタチンをした場合は推薦者に報告しアウトサイドの処理規定に従って事後処理を行う。
5. 推薦者はフライト確認後、預かった封筒をエリア関連ショップに提出する。また、ビジターは入山者名簿に下山報告を記入する。
6. フライトをしなかった場合のフライト料は推薦者からビジターに返却する。
7. フライト手続きを正しく行い、会のルールを遵守すること。ビジターのフライト手続きの履行及びエリアルールの遵守については推薦者が一切の責任を負う。

改定履歴

改定年月日	改定内容	備考
2010/6/14	4. その他	「2.飛行禁止区域」にある名称修正
2013/11/14	2. ランディング場	冬ランディング場一部返却に伴う地図修正
2015/11/07	5. 会員ルール	会員証の取り扱いについて修正
2016/06/18	7. フライト手続の章化	入山者名簿記入のルール化。及びこれに伴う章改定
2017/05/08	1. 会員ルールの前提 7. ビジタールール	会員ルールに会員証についての記載を新設。及びこれに伴う章改定 ビジタールールに推薦条件について詳細追記
2018/10/14	2. ランディング場	ランディング場借地箇所追加に伴う地図修正
	5. その他	2.飛行禁止区域 (4)筑波山周辺の飛行禁止区域及び(5)丸山風車周辺の飛行禁止区域を修正
2020/11/17	5. その他	2.飛行禁止区域 (6)別紙飛行制限区域（広域版）追加、地図の別紙化
	改訂履歴	10年を超えた改訂履歴の削除（印刷対応） 旧改訂履歴は過去資料参照のこと
2022/3/13	3. ランディングルール	アウトサイドのルールを明文化
2024/6/22	3. ランディングルール	ランディング場地図の不備を修正